

令和8年度 各地区 公共施設管理業務(町道、農林道、公園等) 仕様書

業務名	【弓削地区】公共施設管理業務(町道、農林道、公園等)	【生名地区】公共施設管理業務(町道、農林道、公園等)	【岩城地区】公共施設管理業務(町道、農林道、公園等)
業務内容	町道、農林道、公園等の草刈・芝刈を主たる作業とし、必要に応じて、その他の作業(灌水、樹木の枝打ち、水路の清掃等)を実施する。	町道、農林道、公園等の草刈・芝刈を主たる作業とし、必要に応じて、その他の作業(灌水、樹木の枝打ち、水路の清掃等)を実施する。	町道、農林道、公園等の草刈を主たる作業とし、必要に応じて、その他の作業(樹木の枝打ち、水路の清掃等)を実施する。
業務実施期間	契約日から令和9年3月31日まで	契約日から令和9年3月31日まで	契約日から令和9年3月31日まで
業務実施箇所及び草刈回数	(別紙1)【弓削地区】公共施設管理業務実施箇所一覧表及び(別紙2)実施箇所図のとおり ※ただし、その他町が必要と認める場所においても実施することとする。	(別紙1)【生名地区】公共施設管理業務実施箇所一覧表及び(別紙2)実施箇所図のとおり ※ただし、その他町が必要と認める場所においても実施することとする。	(別紙1)【岩城地区】公共施設管理業務実施箇所一覧表及び(別紙2)実施箇所図のとおり ※ただし、その他町が必要と認める場所においても実施することとする。
業務実施数	6人以上 ※ただし、町が支払う労務費は、6人分とする。	4人以上 ※ただし、町が支払う労務費は、4人分とする。	4人以上 ※ただし、町が支払う労務費は、4人分とする。
作業日数	総作業日数900日とする。(1人当たり月平均15日×6人×10ヶ月を基準とする。) ただし、月によって作業日数の増減は認める。	総作業日数600日とする。(1人当たり月平均15日×4人×10ヶ月を基準とする。) ただし、月によって作業日数の増減は認める。	総作業日数600日とする。(1人当たり月平均15日×4人×10ヶ月を基準とする。) ただし、月によって作業日数の増減は認める。
作業時間	1日の作業時間は、8時間とする。 但し、1日に6時間以上作業する場合は、間に1時間の休憩を取ること。	1日の作業時間は、8時間とする。 但し、1日に6時間以上作業する場合は、間に1時間の休憩を取ること。	1日の作業時間は、8時間とする。 但し、1日に6時間以上作業する場合は、間に1時間の休憩を取ること。
車両の貸与	無	無	無
使用車両台数	2台	2台	2台
車両使用料(燃料費を含む)	町が支払う契約額に含む。	町が支払う契約額に含む。	町が支払う契約額に含む。
使用物品(受託者負担で購入)	草刈機 6台、ヘッジトリマー 1台、エンジンブロアー 1台、芝刈機 2台、燃料タンク(20ℓ) 2個	草刈機 4台、ヘッジトリマー 1台、エンジンブロアー 1台、芝刈機 2台、燃料タンク(20ℓ) 2個	草刈機 4台、ヘッジトリマー 1台、エンジンブロアー 1台、燃料タンク(20ℓ) 2個
草刈機燃料	町が支払う契約額に含む。	町が支払う契約額に含む。	町が支払う契約額に含む。
草刈機替刃等消耗品関係	町が支払う契約額に含む。 (灌水用具も含む)	町が支払う契約額に含む。 (灌水用具も含む)	町が支払う契約額に含む。
草刈機修繕費	町が支払う契約額に含む。	町が支払う契約額に含む。	町が支払う契約額に含む。
損害保険	(別紙3)の補償内容以上の傷害保険、賠償責任保険に加入すること。ただし、費用については町が支払う契約額に含む。 ※損害保険に加入せず作業した場合、実績として認めないこととする。(加入後、保険証券の写しを提出すること。)	(別紙3)の補償内容以上の傷害保険、賠償責任保険に加入すること。ただし、費用については町が支払う契約額に含む。 ※損害保険に加入せず作業した場合、実績として認めないこととする。(加入後、保険証券の写しを提出すること。)	(別紙3)の補償内容以上の傷害保険、賠償責任保険に加入すること。ただし、費用については町が支払う契約額に含む。 ※損害保険に加入せず作業した場合、実績として認めないこととする。(加入後、保険証券の写しを提出すること。)
損害賠償	作業中に第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償するものとする。また、町の担当者に速やかに報告すること。	作業中に第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償するものとする。また、町の担当者に速やかに報告すること。	作業中に第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償するものとする。また、町の担当者に速やかに報告すること。
作業報告書	作業実績報告書(施工前・施工後の写真を添付)を、該当月の翌月10日までに提出すること。	作業実績報告書(施工前・施工後の写真を添付)を、該当月の翌月10日までに提出すること。	作業実績報告書(施工前・施工後の写真を添付)を、該当月の翌月10日までに提出すること。
業務委託料の支払い	請求から30日以内に支払う。	請求から30日以内に支払う。	請求から30日以内に支払う。
その他の	※いずれかの公共施設管理業務を受託した企業、団体等は、他の公共施設管理業務に下請け等で従事できないものとする。 ※複数の業務を受託し、各業務の作業員数等を満たしている場合、同受託者の受託した業務間で作業員が従事することは認めるものとする。ただし、実績において、同日、同時に同じ作業員が従事した報告があった場合は、当該作業員の作業時間は無効とする。		